

1. 議事日程

(平成18年第4回安芸高田市議会12月定例会第11日目)

平成18年12月18日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第134号 安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例

日程第3 議案第135号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ】

日程第4 議案第136号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市八千代文化施設フォルテ】

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋
15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである

5番	小野剛世	10番	熊高昌三
----	------	-----	------

4. 会議録署名議員

11番 藤井昌之 12番 青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長 建設部長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壯		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午前10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第79条の規定により議長において、1
1番藤井昌之君、12番、青原敏治君を指名いたします。



日程第2 議案第134号 安芸高田市八千代地域振興施設フ
ォルテ設置及び管理条例

日程第3 議案第135号 安芸高田市公の施設の指定管理者
の指定同意について【安芸高田市八千代地域振興施
設フォルテ】

- 松浦議長 日程第2、議案第134号、安芸高田市八千代地域振興施設フ
ォルテ設置及び管理条例の件及び、日程第3、議案第135号、安芸高田
市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市八千代地域
振興施設フォルテ）の件の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

- 児玉市長 本日、第4回定例会、第11日目に追加提案させていただきます案
件は、八千代町フォルテに関連いたします、設置管理条例ほか2議案
でございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、議案第134号及び議案第135号について一括、提案
理由の説明を申し上げます。

議案第134号、議案名が安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ
設置及び管理条例でございます。本案は、八千代町フォルテの商業施
設部分を、所有・管理していた八千代タウン開発株式会社が解散整理
されたため、その財産を安芸高田市が継承すると同時に、行政財産と
して新たに管理するため、必要な条例を制定するものでございます。
本施設は、従来、八千代町の地域振興に寄与するため整備されたもの
で、今後もその設置目的に沿った管理運営をしていきたいと考えてお
ります。なお、管理運営につきましては、指定管理者に行わせるもの
としております。

次に、議案第135号でございます。安芸高田市公の施設の指定管
理者の指定同意についてで、施設名は安芸高田市八千代地域振興施設
フォルテでございます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、公の施設の管理について指定管理者の候補者の選定をしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。このたび、同意を求める公の施設は、先ほど議案第134号で設置管理条例を提案させていただきました安芸高田市八千代地域振興施設フォルテで、指定管理者を八千代町において既に実績のある、財団法人八千代町開発公社とするものでございます。

以上よろしく審議のうえ、議決をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第136号 安芸高田市の公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市八千代文化施設フォルテ】

○松浦議長

日程第4、議案第136号、安芸高田市の公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市八千代文化施設フォルテ）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第136号。本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定によりまして、公の施設の管理について、指定管理者の候補者の選定をしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

このたび、同意を求める公の施設は、安芸高田市八千代文化施設フォルテでございます。この施設は、これまで指定管理者として、八千代タウン開発株式会社が管理運営をしておりましたが、このたび、会社が解散整理されることに伴いまして、その指定管理者を八千代町において既に実績のある、財団法人八千代町開発公社とするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○松 浦 議 長

〔質疑なし〕

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
本件は文教厚生常任委員会に付託をいたします。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
議事の都合により明日は休会といたし、次回は、20日午後2時から再開いたします。  
ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員